

後見制度支援預金特約のご案内

2021年4月26日現在

ご利用いただける方	預金者の成年後見人または未成年後見人で、家庭裁判所から後見制度支援預金の利用について指示書の発行を受けたお客さま
特約を付加できる預金口座	普通預金 または 普通預金[決済用]口座 本特約は口座開設店のみを取扱店とし、当行の他の店舗ではお取引ができません。
お申込方法	全店舗にてお申し込みを受け付けております。
預入期間	定めはありません。
預入方法	新規の預入は家庭裁判所が発行した指示書に基づき、指示書に記載された金額とします。 2回目以降は取扱店である口座開設店で随時お預け入れいただけます。
最低預入金額・預入単位	1円以上1円単位
払戻方法	家庭裁判所が発行した指示書に基づき、指示書に記載された金額とします。 取扱店である口座開設店で払い戻しいただけます。
適用金利	変動金利です。 毎日の店頭に表示される普通預金の利率を適用します。 普通預金[決済用]をご選択の場合は無利息となります。
利息計算方法	毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とした、1年を365日とする日割り計算を行います。
利払方法	毎年2月と8月の当行所定の日に支払います。
税金	利息は源泉分離課税20.315%（国税15.315%、地方税5%）として課税されます。なお国税のうち0.315%分は復興特別所得税の導入によるものです。
取り扱い手数料	初回申込手数料、口座維持手数料はございません。
その他	家庭裁判所の発行した指示書に基づき、指示書に記載された金額にて当行の自動振込サービスをご利用いただけます。 当行所定の申込書により振込先としてご指定いただいた、この預金と同一名義の預金口座へ指定日に振り込みます。振り込みを行う間隔は1か月・2か月・3か月・6か月・1年毎のいずれかをお選びいただけます。 この際の自動振込取扱手数料、振込手数料は無料とさせていただきます。 本特約を付与した場合、以下のサービスはご利用いただけません。 ・給与・年金等の自動受け取り、投資信託の分配金・償還金の自動受け取り、公共料金・クレジット利用代金などの口座振替 ・キャッシュカードの発行 ・東京スターダイレクト（インターネットバンキング） ・スターワン口座に付帯するサービス ・マル優の取り扱い
預金保険	預金保険の対象です。ただし、普通預金口座の場合、一金融機関ごとに預金者さま一人あたり元本1,000万円までとその利息の合計額が、預金保険で保護される額となります。普通預金[決済用]口座の場合、保護の上限金額はありません。
当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
金利情報の入手方法	金利は取扱店の店頭備え付けの金利ボードまたは窓口へご照会ください。

TOKYO
STAR
BANK



東京スター銀行